

住宅改修費用を補助します

事業利用者の9割以上の方が効果を実感!

横手市では、安全で快適な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす住宅の改修などを行う方に、国の交付金を活用し工事費用の一部を補助します。

※注意：既に始めている工事や終わった工事は、補助の対象になりません。

工事を始める前に補助申請を行い、決定通知書を受取ってからの改修を対象にします。

補助対象者

横手市民で、次の要件①を満たす方、または②を満たす方。

- ① 本人(配偶者含む)・親・子のいずれかが住宅を所有し居住している方で、本人及び同一世帯員が、市税等を滞納していない方
- ② 横手市外に居住しているが、横手市内に住宅を所有し、改修後 転入される方(実績報告時に住民票で確認させていただきます)

対象となる住宅

横手市内にある、次のいずれかの要件を満たす住宅。

- ① 一戸建ての住宅(住宅用車庫、物置含む(同一敷地内の別棟も可))
- ② 併用住宅(住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であること)
- ③ マンション等の共同住宅(対象者の専有部分のみ) ただし、賃貸住宅・空き家は除く

対象となる工事

改修工事に要する経費(消費税含)が10万円以上の工事で、次に掲げる(ア)~(ウ)の工事。

- (ア) 雪対策の為に改修工事(落雪・無落雪型の屋根に形状を変える工事・屋根融雪設備の設置工事等)
- (イ) バリアフリー化改修工事(段差の解消、手すりの取付工事等)
- (ウ) 省エネ・断熱化改修工事(二重サッシへ交換する工事、断熱材を充填する工事等)

ただし、下記の工事を除く。

- ① 公共工事の施行に伴う、移転補償費の対象となる工事
- ② 門・塀等、いわゆる外構工事
- ③ 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上認められない費用
- ④ その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用



工事業業者

次に掲げる建設業者等と工事請負契約を締結し施工する工事であること。

- (ア) 市内に事業所を有する法人であって、横手市の法人市民税が課され滞納していないもの
- (イ) 横手市民で市内に事業所を有し、市税等を滞納していない個人

【横手市の補助金額の例】

対象工事費合計	補助金額	資料作成費
10万円	1.5万円	1万円
50万円	7.5万円	2万円
100万円	15万円	3万円
150万円	22.5万円	4万円
200万円	30万円	5万円

補助金の額

補助対象工事に要する経費(諸経費を除く)の15%に相当する額(千円未満切捨)ただし、当該補助金の合計額が30万円を超えるときは、30万円を上限額とする。

補助事業の期間

平成30年5月7日 から 平成31年2月28日 まで

◎ ただし、期間内でも横手市の予算状況により、申請受付を締め切ることがあります。

【 ※ 事業実績報告書の提出(必着) 】

【問い合わせ先】

横手市 建設部 建築住宅課

〒013-8502

横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興局庁舎2階)

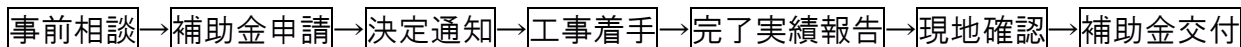
TEL (35)2224 / FAX (32)4029

※ 申請用紙などは、横手市ホームページ(<http://www.city.yokote.lg.jp>)からもダウンロードできます。

◆ 住宅の改修をお考えの方は、事前に建築住宅課へご相談をいただき、対象になる工事を確認し、申請に必要な下記書類の準備を行ってから申請してください。

◆ 申請書類作成に伴う、設計事務所等への依頼費用も対象工事費により、1万円～5万円を補助しますので、ご利用ください。(※ 横手市内の設計事務所等に限りませぬ。)

補助事業のながれ



補助金交付申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】(施工業者が3社を超える場合は【様式第1号別紙】)
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 申請者及び請負者の同意書【指定様式】、又は納税証明書及び固定資産税明細書兼名寄帳
- (4) 工事及び資料作成の工事請負契約書又は請書の写し(平成30年4月2日以降の契約であること)
- (5) 工事及び資料作成費の内訳明細書(見積書)の写し
- (6) 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- (7) 対象住宅の正面全景写真 及び 補助対象工事の施工箇所 着手前写真
- (8) 位置図、補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階 平面図等 及び 製品のカタログの写し等
- (9) 補助金振込先口座(申請者と同一名義のもの)及び申請者の印鑑(インク浸透印(シャチハタ等)不可)
- (10) 上記の他に、市長が必要と認めるもの

補助金変更交付申請に必要なもの(工事内容等に変更がある場合)

- (1) 補助金変更交付申請書【様式第3号】
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 工事及び資料作成の工事請負変更契約書又は変更請書の写し
- (4) 工事及び資料作成費の内訳明細書(見積書)の写し
- (5) 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- (6) 補助対象工事の施工箇所 着手前写真
- (7) 補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階 平面図等 及び 製品のカタログの写し等
- (8) 申請者の印鑑(申請時と同一のもの)

事前にご相談を



完了実績報告に必要なもの

- (1) 完了実績報告書【様式第6号】(施工業者が複数の場合【様式第6号別紙 施工証明書】)
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 工事及び資料作成に要した費用に係る領収書などの原本(確認後お返しします)
- (4) 工事施工箇所の完了後写真及び完了後、現地にて目視確認できない箇所については施工中の写真
- (5) 工事による効果がわかる資料(対象工事に係る認定書、納品書、出荷証明書等)
- (6) 請求書【様式第7号】(申請者様 預金通帳を持参 または 金融機関名、口座番号、名義 部分 の写し添付)
- (7) 住民票(転入の場合のみ)
- (8) 申請者の印鑑(申請時と同一のもの)
- (9) アンケート用紙【市で作成したもの】

Q & A

Q1: 過去に、横手市住宅リフォーム補助金(平成21~23年度)・暴風被害補助金(平成24年度)を受けましたが、本事業も申請できますか?

A1: できます。(ただし、平成25年度から前年度までに本事業補助金を受けた場合はできません。)

Q2: 耐震改修工事と併用できますか?

A2: 併用できます。「木造住宅耐震改修補助金事業」に別途申請してください。

Q3: 秋田県のリフォーム補助金事業と併用できますか?

A3: 併用できます。(補助対象工事が異なる場合がありますので、事前に市へお問い合わせください)

Q4: 屋根及び外壁の張替え工事や塗り替え工事は対象になりますか?

A4: 対象になりませぬ。ただし、対象工事の復旧として行う場合は対象になる場合もあります。

Q5: 工事を始めてしまった(若しくは終えてしまった)が、対象となりますか?

A5: 対象になりませぬ。工事を始める前に申請し、補助 決定通知書を受ける必要があります。

秋田県からのお知らせ

横手市の補助制度以外に、県も「秋田県住宅リフォーム推進事業」を実施しております。
詳しくは、県のホームページ、または平鹿地域振興局 建築課 まで お問い合わせください。
問い合わせ先: 平鹿地域振興局 建築課 TEL0182(32)6207